

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した 中小事業者等の固定資産税を軽減します

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者等の令和3年度の固定資産税を軽減します。軽減の適用を受けようとする方は、事前に認定経営革新等支援機関等(商工会・金融機関・税理士等)から適用要件等の確認を受けて、市へ申告してください。

◆対象者 中小事業者等(個人事業主も含みます)

- ◆資本金または出資金の額が1億円以下の『法人』
- ◆資本または出資を有しない法人は従業員数1,000人以下の『法人』
※ただし、大企業の子会社等は対象外です。
- ◆常時使用する従業員の数が1,000人以下の『個人』

◆対象業種 あらゆる業種が対象です。(一部、性風俗関連特殊営業を除く)

◆特例適用期間 令和3年度分(1年度分のみとなります)

◆特例対象資産 中小事業者等が所有する「事業用家屋・償却資産」(土地は対象外)

◆特例適用要件・軽減率

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入を前年の同期間と比較して、以下の割合以上減少していること。

適用要件(事業収入減少割合)	軽減率
30%以上50%未満の減少	2分の1
50%以上減少	全額



◆申告手続

- ① 市への申告前に認定経営革新等支援機関等(商工会・金融機関・税理士等)へ適用要件等の確認を依頼します。

申告書(市ホームページまたは、市役所窓口で取得)に必要事項をご記入の上、関係書類(会計帳簿や青色申告決算書の写し・固定資産税課税明細書等)を添えて、適用要件等の確認を依頼してください。
※支援機関等での確認作業は、申告前は大変混み合うことが予想されますので、早めに書類をご準備の上、確認依頼をしてください。

- ② 市へ申告書等を提出します。

「申告書(①で確認を受けた原本)」に「①で提出した関係書類の写し」を添えて、市へ提出してください。

◆申告期間 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

◆提出先 市役所税務課(本庁舎1階)、各支所・行政サービスセンター

⑧ 申告書の取得のほか、詳しくは市ホームページをご覧ください。市役所窓口配置の申告書・チラシをご確認ください。
適用要件などの制度詳細(Q&Aなど)や認定経営革新等支援機関等の一覧などは、中小企業庁ホームページをご覧ください。

⑨ 税務課固定資産税係 ☎63-5110



市ホームページ



中小企業庁
ホームページ